＜一般研究＞

年少非行に関する研究（第3報）

Ⅰ 年少児童の殺人事例（2）

研究第5部　網野武博
研究第6部　神田久男
共同研究者　下平幸男（厚生省児童家庭局）

Ⅰ 研究の目的

本研究は，14歳未満の児童による殺人，殺人未遂，傷害致死事例について，その問題を解明し，発生予防のあり方を考える一助とすることを目的としてすすめられている。昨年度の報告においては，これらの事例を集積，分析し，心理学的，社会学的並びに児童福祉の観点から検討を加えた。今回報告をする内容は，これらの事例の中から，各事例の類型と特徴について検討し，それぞれの類型毎に調査の可能な事例を選択し，臨床事例研究を行なったものである。

臨床事例研究は，とくにつぎのような視点に基づいている。

まず，事例とは元来広い意味でのSocial Workの対象単位であるが，本研究が取り扱った事例は，児童とその周辺状況の全般を示すものである。そこでは，各事例の個別性と独自性が尊重されるのであるが，殺人，傷害致死等に至った児童を理解するために，臨床的には個としての児童それぞれの個別性，独自性を追求し，その事例性（Caseness）の中から知見を得ようとしたものである。これは，臨床心理学上の視点であるとともに，福祉を考える時の個の尊重でもある。

本研究ではさらに，これらの事例を通じて，殺人，殺人未遂，傷害致死のみられる児童を考察する中で，何らかの帰納的類型化を試みた。

以上の視点を総称して，臨床事例研究と名づけたものである。

Ⅱ 臨床事例研究対象

これまでに調査することのできた年少児による殺人，殺人未遂，傷害致死の事例…23例，22人[1]を検討していくと，つぎのとおり，四つの典型に分けられた。

1. 肉親に対する殺害・殺人未遂事例……6例
2. 幼ない女児に対する殺害事例……4例
3. 不満のはけ口を求めた行きずりの人に対する殺害・殺人未遂事例……5例（4人）
4. 女児による殺害事例……2例
5. その他
   1）知人とのけんかによる殺害・致死事例……5例
   2）親しい老婦人に対する殺害事例……1例

これらのうち，5－1）知人とのけんかによる殺害・致死事例をみると，警察署から児童相談所への通告では殺人又は殺人未遂として送致されている事例もみられたが，しかし5例とも，殺意が無いか又は殺意の存在がきわめてうすく，むしろ傷害致死と思われるものであった。また，これらの児童は，福祉的処遇を通じてきわめて予後が良好である場合が多かった。

このため，これらの事例に共通の特徴が多くみられる事例が1の中に含まれているため，5－1）の事例は対象から除外した。

したがって，1～4の中からさらに臨床事例研究の必要性の高いものを抽出した。そして現実に調査が可能となった事例は，つぎの10例であった。

1. 肉親に対する殺害・殺人未遂事例
   (1) 母に暴力をふるう父への憎悪が昂じ，父を殺害した12歳男児の事例
   (2) 干渉しはじめた母を拒否して殺害しようとした13歳男児の事例

(3) 兄への反抗と敵意から傷害により死に至らしめた13歳男児の事例

(4) 生後1カ月の弟を母の留守の間に自宅から連れ出し川（側溝）へ投げ落し死に至らしめた4歳男児の事例

2. 幼ない女児に対する殺害事例

(1) 学童女児に遊びを拒まれ殺害した13歳男児の事例

(2) 幼女との遊びを親に知られることをおそれその幼女を殺害遺棄した13歳男児の事例

3. 不満のはけ口を求めた行きずりの人に対する殺害事例

(1) 母に対する悪感情のはけ口に行きずりの老婦人を殺害しようとした13歳男児の事例

(2) 家族に対する悪感情のはけ口に行きずりの児童を殺害しようとした12歳男児の事例

4. 女児による殺害事例

(1) 叔父の暴力から家族をかばおうとして，叔父を殺害した13歳女児の事例

(2) 抑圧された感情に起因して乳児を殺害した9歳女児の事例

Ⅲ 臨床事例研究の手続き

以上の10例について，つぎの方法及び手続きにより，臨床事例研究を行なった。

1. 該当事例の児童記録票等関連資料の調査・分析
2. 該当事例の担当者，関係者へのインタービュー
3. 該当事例の関連報道資料，文献の調査・分析

Ⅳ 臨床事例研究の結果

事例の特殊性を考慮し，10例の研究資料の全容を示すことはできないので，その概要についてまとめたものが表1である。

Ⅴ 考　察

1. 肉親に対する殺害・殺人未遂事例

今回の事例研究を通じてこの事例に該当するケースは6例みられた。このうち臨床事例調査研究の対象として抽出した事例は，実父殺害，実母殺害未遂の各1例，きょうだい殺害の2例，計4例である。

1）実の親に対する殺害

成人，青少年（14歳以上）の尊属殺人については，犯罪学，犯罪心理学，精神医学的に従来から比較的多くの研究がある。尊属殺人にみられる傾向としては，父親殺しの場合には，加害者よりも被害者である父親の側に負因（大酒，暴力，虐待，性格異常など）のみられる場合が多く，加害者は本人のみならず家族員の苦悩や危難から逃れようとして，緊急避難や正当防衛的な行為として，父親殺害に至ることが多い。いわゆる暴君殺人（tyrannicide）と呼ばれるものである。一方，母親殺しの場合には，加害者の側に心身両面にわたる負因が大きく，被害者である母親の側に帰因する問題はむしろ少ない場合が多い。

また尊属殺人の加害者の性別をみると，一般に犯罪の発生率は男性が女性よりもきわめて高いが，殺人においては，女性において一般の犯罪発生率よりも高い傾向があり，とくに女性が加害者となった殺人では，被害者に肉親の占める割合が非常に高くなっているのがわが国の特徴である。(2)

今回の調査研究において，14歳未満の児童もまた，このような尊属殺人を行い得ること，その内容も，成人や14歳以上の少年と同じような傾向がみられること，などが明らかになった。

事例1（母に暴力をふるう父への憎悪が昂じ，父を殺害した12歳男児の事例）は，この事件の遠因，近因ならびに本児の殺害への動機をみても，母に暴力をふるう父に対する tyrannicide の典型例であるように思われる。このような行為にみずから直接向かうことが，12歳児の心理的な機制や，身体的，体力的側面からもあり得ることをこの事例は教えている。

本児は，その行為に至った背景や動機が明確であり，他者からの同情も得やすい。また，全く類似の状況に至らぬ限りは，今後，その他の非行行為や，今回の事件と同じような行為は生じ得ず，予後も良好であろうと判断される。しかし，実の父への殺意が生じていたことについては否定できないものがある。本児の父に対する同一化は不可能であったとも思えるのであるが，12歳時にこのような行為がなされたことについて，今後本児みずから苦悩する時期がくることも考えられる。母からの独立，社会人としての自立の過程での課題が残されているように思われた。

なお，4の事例1（叔父の暴力から家族をかばおうとして，叔父を殺害した13歳女児の事例）も，上記事例と共通な傾向が多くみられるが，女児による殺害事例として，4－(1)でふれることとした。

次に，事例2（干渉しはじめた母を拒否して殺害しようとした13歳男児の事例）は，男児による実母に対する

表1. 事例の概要

	児童	事件の種類（警察通告による）	被害者	事件の概要	生育歴及び家庭環境	判定等所見	処遇及びその後の経過・予後
I 肉親に対する殺害・殺人未遂事例	1－(1) 12歳6ケ月 男児	殺人	54歳5ケ月 男性（実父）	自宅近くの路上において，頭髪を引張るなど実母に暴力を振るう実父に対し，乱暴をやめさせようとしたがおさまらないため，自宅から持ち出した包丁で，実父の右胸部を突き刺し失血させ死に至らしめた。	本児は一人っ子であるが，出生時父は服役中であった。幼少期から母は本児を盲目的に保護し，育てた。3歳頃までは父も本児に拒否的ではなかったが，その後は自分の子ではないと父が母を責め暴力を振るうようになってからは父に敵意・憎しみを抱くようになった。逆に母は過度に本児を可愛がり，二人の関係は非常に密着したものになっていた。	度び重なる父の暴力により母が心臓発作を起こしたり，母と本児が父から逃れて野宿するなど，母と子が追いつめられた状況が続くうちに，本児の父に対する憎悪がこうじて殺人にまで及んだ急性非行。	2ケ月間の一時保護の後，児童福祉司指導となる。転居（中学校も転校）後一応落着いた状態にあり，とくに問題はみられない。
	1－(2) 13歳6ケ月 男児	殺人未遂	37歳10ケ月 女性（実母）	常に口うるさく干渉する母に強い不満をもっていた本児は，就寝中の母を襲い，ナイフで左腹部等7ケ所に通院加療10日間の切傷を負わせた。	本児は主に曽祖母に育てられ小学4年の時，両親離婚。母と兄と同居後，常に兄と比較され母から認められることが少なかった。その代償を近所に住む曽祖母に求めた。これまでにも窃盗や性に対する異常な関心，犯罪計画ノートをつくるなど多くの問題行動が認められ，学校でも補導担当教師による指導が行われていた。	知能は正常だが，学業は全く不振。極端な甘やかしと厳格の両極の中で育ち，現実認識に欠けるなど，自我の発育が未熟で，社会不適応を起し易くなっていた。本児の母に対する愛と憎しみの葛藤の中で起した衝動的攻撃行動。	一時保護の後教護院入所。無断外出後行方不明のまま退所。帰宅後しばらくしてシンナー吸引で補導され，家庭裁判所の審判により初等少年院入院
	[illegible]			自宅で普段からあまり仲の良くなかった兄と金銭上のことで口論となり，兄に何回も殴	本児はやや自己中心的なところはあるが，友人関係，学業成績も良く，性格は温順。両	特別な性格の偏倚さは認められないが，欲求不満耐性や怒りに対する統制力の低さから，	教護院入所 退所後，現在まで同一職場に長年勤めそ

	1－(3) 13歳9ケ月 男　児	傷害致死	15歳3ケ月 男　性 （実兄）	打され，さらに現金も取り上げられたことから，単におどかす意味で父の合口（刃渡り15cm）をもって胸を刺して傷害を与え，死に至らしめた。	親は子どもに対しては無関心・放任で，親子の対話に乏しい。 特に父親は酒乱の傾向があり，自分本位に怒鳴ったりする反面，兄には期待，偏愛し，他の子供達からは反発をかっていた。	兄との葛藤の解消をはかるために，ある程度意図的に選択された行為である。	の間結婚して幸せに生活している。
	1－(4) 4歳6ケ月 男　児	殺　　人	0歳1ケ月 男　児 （実弟）	母が留守の間に，生後1ケ月の弟を抱きかかえて自宅から外に連れ出し，自宅わきの川（側溝）に投げ落し（？）死に至らしめた。	4人兄弟の第1子，父は感情に走りやすい面があり，躾には無関心。母は軽度の精神遅滞が推測され，子どもに対する監護能力は著しく不足している。本児は幼児期にひきつけ，夜尿，ことばの遅れ等があり，事の善悪の判断力や衝動の自己コントロールにも欠けている面があった。	本児5歳3ケ月時のIQ 54。自分勝手な行動が目立ち，注意や興味も長続きせず粗暴。親の養育に期待できないため精薄施設入所を考えるが親は反対する。その後，火遊びから自宅を全焼させてしまう事件を起こす。	養護施設入所。 退所後も学校・家庭での不適応が認められた。再び入所し養護施設から養護学校に通学し，1年間の指導の後就職している。
Ⅱ　幼ない女児に	2－(1) 13歳11ケ月 男　児	殺　　人	9　歳 女　児	近所の路上で，以前から顔なじみの少女を呼び止め，暗い倉庫の中で遊ぼうとしたが，途中で少女が恐くなり「帰る」と言いだしたために憤激し，両手で少女の頸部を強くしめて死に至らしめた。	3人兄弟の末っ子。2人の兄は祖父母などに可愛がられていたが，本児だけは放任され，いつも黙って見て育ってきた。家庭内の決定権は祖母にあるため，母との葛藤は非常に強く，反面父は祖母に追従的。本児は2人の兄からよく叱られたり怒られたりしたので，2人のことを嫌っていた。事件前にも女子のスカートを隠すなど，性的ないたずらが10回以上あった。	不　　明	児童相談所は即時家庭裁判所に送致し，少年鑑別所で調査を受けた後，初等少年院に入院。 その後の状況は不明であったが，21歳の時行きずりの女性を刺して即死させ，現在服役中。

対する殺害事例	2－(2) 13歳6ケ月 男　児	殺人及び 死体遺棄	6歳3ケ月 女　児	下校後外出しようとした時，6歳の少女にまとわりつかれ土手で遊んでいるうちに，幼い子と遊ぶことを禁じられていた父に叱られることを恐れ両手で頸部をしめて窒息させ，そのまま川へ遺棄した。	父は，母に不満を持ち，本児の成績が上がらないことや病弱であることなどを取り上げてはいつも母と本児に辛く当っていた。そのため，本児は幼い頃から父の怒声におびえ，父に対する恐れの気持がきわめて強かった。 母はこのような父に不満を持ちながらも，手だてはうてなかった。	両親の不和や本児の学業不振，劣等感が高まった状況のもとで，自分にまとわりつき邪魔立てをした幼児への怒りとともに，幼児との遊びや性的ないたずらが父に知られた時の強い恐れが引き金になった。	教護院入所。 退所後，職業訓練校を経て工員として就職，その後転職したが落着いている。 家庭も事件後，父母共に責任を痛感し，改善に努め良好な経過をたどっている。
Ⅲ　不満のはけ口を求めた行きずりの人に対する殺害事例	3－(1) 13歳4ケ月 男　児	殺人未遂	65　歳 女　性	路上をたまたま通行中の老女を，背後から近寄り，切出しナイフで腰部を刺して逃げた。「勉強は嫌いだし，友達に馬鹿にされるので少年院でも行った方がましだ」と警察で申述。	父は酒乱癖があり夫婦の抗争が絶えず2年前に離婚。本児は父にあずけられたが，その間家出を数回くり返したために再び母のもとにひきとられる。母は温和ではあるがやや低知の傾向も疑え，本児に対する躾などには適切さを欠いていた。	家庭内は常に抗争や混乱が絶えなかった。本児は知的な遅れは見られないが，自己中心的で感情の抑制力に乏しく，葛藤状況に対しては他者を攻撃することによって自己の安定をはかろうとするなど，短絡的，衝動的な行動傾向が顕著である。	教護院入所。 退所後，親類の家に住込就職。
	3－(2) 13歳1ケ月 男　児	殺人未遂	4歳6ケ月 女　児	・団地のエレベータ内に於て幼稚園児に対し，ナイフで全治3週間を要する傷害を与えた。 ・本事件より3ケ月前，ビル10階の廊下に於て，11歳の少女に対し，アイスピックを用い，頭部等を刺し全治10日間の刺傷を与えていた。	実父は事件当時アルコール中毒で入院中であった。実母とは離婚したため，本児は2歳8ケ月の時から継母に育てられている。継母は気が強く感情の起伏が激しいため，本児との折合が悪く，本児としては妹だけが可愛いがられていると感じていた。当時，転校したばかりで学校の友達はほとんどいない。	継母の期待に応えられないこと，継母の愛情が妹に傾いていたこと，さらには父のアルコール中毒がすすみ家庭内が荒れていたなどの諸要因の中で，本児のうっ屈した攻撃衝動の爆発としてとらえられる。	家庭裁判所の審判により教護院入所。 退所後，実父と継母との関係が改善されていないため，父方の親類にあずけられる。

Ⅳ 女児による殺害事例	4－(1) 13歳11ケ月 女　児	殺　　人	46　歳 男　性	飲酒の上帰宅してきた叔父が同居の義兄（24歳）に対し理由もなく乱暴をしているのに立腹して，台所から包丁をとり出して叔父の心臓部を一突きし，出血多量により死亡させた。	叔父は犯罪歴が多く，粗暴で酒を飲むと乱暴をくり返すなど，家族のほとんどから拒否されていた。特に本児は，下着を破られたり，卑わいな話しをされるなどから，叔父を忌み嫌い，避ける傾向が強かった。 同居の義兄に対しては好意的な感情があった。	本児は，劣等感が強く，感情・思考の柔軟性に欠けるなど自我発達が未熟な面はあるが家庭環境が複雑な上，刺殺に至るまでの背景は他者から同情される余地があった。	一時保護（1カ月間）の後児童福祉司指導。家族の転居に伴い，本児も転校し，中学卒業後は一時就職したが，家庭の都合により就労をやめ，家事手伝いをしている。
	4－(2) 9歳5ケ月 女　児	殺　　人	0歳2ケ月 男　児	同じ共同住宅内にある被害者宅にベランダから侵入し，ベットで寝ていた赤ちゃんをとりあげ敷居に頭部をぶつけ，さらに乳児の上に乗って，頭蓋内出血，内臓破裂により死亡させた。	夫婦関係は特に問題はない。本児は家庭では母の冷たい言動を受け，姉と常に比較され，不満，不充足感が強かったようである。幼い頃から近所の子や姉を泣かせたり，いたずらをして母によく叱られたが，母に対する強情や間接的な反抗がみられた。	母親はじめ家族との基本的信頼関係がもてないために，普段抑えられていた不満や攻撃性が乳児という自分より弱い愛すべき対象に向けられた。	通所指導。 継続の指導が難しく，母子関係の基本的構造は変らないままに終了した。 その後本児は明るくなり，友達もでき，楽しく通学している。

殺人未遂の事例である。

ところで，尊属殺人のうち，母が被害者となる例は，父のそれよりも非常に少ないことは，少年における場合も同様である[3]。このことは，上述のように母の側に負因が少ないことと関連していると思われるのであるが，さらに他の側面からも考えるべきことがあることをこの事例は示唆している。

本児の場合は，母を殺そうとしなければならなかった背景，動機づけは，表層的には明確ではない。むしろ深層心理において，過去における母性欠亡がもたらす，母への過剰要求の結果現実克服と現実遊離の葛藤の過程の中で，窃盗行為やその後の犯罪計画などとともに，やや病理的な非行過程として，必死の決意で行われたのではないかと考えられる。本児にとっては，母を殺害することは現実には不可能であったし，実際の行為においても，無意識のうちに致命傷を負わせることへの強い抑制が働いていた。この事件によって，本児は一層自己の現実克服を困難にさせていく過程がみられた。他の殺人事例とはやや異なり，本事例は高次非行性に基づくものであると考えられるのであるが，母が被害者となった尊属殺人の事例の多くと同じく，その予後の見通しも明るくないものであった。

いずれにしても児童による母親を殺害しようとする行為には，児童の側のきわめて特異な負因が働かない限りは，強い抑制が働くのではないかと考えられる[4]。

2）きょうだいに対する殺害

今回の事例研究では，女児によるきょうだい殺人の事例はみられなかったが，実態的にも女児によるそれはきわめて少数のようである[2]。その多くは，男児のきょうだいによるはげしい喧嘩，角逐，対抗，怨恨，せっかんなどからもたらされた結果である。

事例3（兄への反抗と敵意から傷害により死に至らしめた13歳男児の事例）は，このような男のきょうだいによる殺害事例の典型といえるものである。父親の放任的態度とともに，中学生の2人の兄弟間に強まるはげしい葛藤がきわまる中で，弟の憎悪をこめた脅迫的な行為が兄を死に至らしめる結果となった。このような事件の可能性は，ここにとりあげなかった事例を含めて考慮しても14歳未満の児童において十分にあり得ることである。本児は，殺意をもっていなかっただけに，その後の動揺反省も強く，家族の立ち直りもあって，予後は良好であった。

きょうだい間の事件に限らず，程度の差はあれ憎悪，怨恨，対抗心などから殺意なく行われた事例においては，予後は良好である場合が多く，いわゆる非行児童にみられる諸特徴とはやや異質のものがあると考えられる。

事例4（生後1カ月の弟を母の留守の間に自宅から連れ出し川（側溝）へ投げ落し死に至らしめた4歳男児の事例）は，きょうだいに対する殺害の例としてとりあげるとともに，むしろ今回の調査研究事例の中では最年少の事例としても研究の対象として関心の向けられた事例である。

しかしながら，本児の行為は，新生児の弟を何故，如何にして家の外に連れ出し，6メートル下の側溝へ落したかについては，十分に明らかにすることはできなかった。関係者の中には，本児の母に対する欲求不満感情から，本児の知能の低さ，衝動的傾向と重なって，あえて投げ落すという行為に至ったのではないかとの推論も存在した。本児のその後の発達，適応上の数々の問題は，当時4歳の本児が，弟を身内として処するよりも，適切な配慮もなく，新生児を運び出し，高台から過って落してしまったのではないかという推論も成り立たせる。本事件が過失致死か，傷害致死か，殺人（死体遺棄）かなどを判断することは不可能であり，そのため，4歳時点における行為の動機や，殺害の可能性などを十分検討することはできなかった。

2．幼ない女児に対する殺害事例

年少児による殺人の事例の中で，幼ない女児に対する殺害は，ひとつの典型として位置づけられるように思われる。この種の事例がマスコミなどによって報じられる場合，加害児の性的関心の強さが指摘されることが多い。確かに思春期以降の男児によるこの種の事件に至る背景には，女児への性的いたずらが伴うことは否定できない場合もある。しかし，心理的に，体力的に脅威を及ぼし得る女児に対して，男児が如何なる動機から，この種の殺害行為に至るのかは，今日まだ解明されてはいない。単に性的な関心や，体力的に優位な立場からのみ，殺意にまで至る心理機制を説明することはできない。

今回の調査研究では，4例のうち13歳の男児によってひき起こされた2事例をとりあげることができた。事例1（学童女児に遊びを拒まれ殺害した13歳男児の事例）は，家族内で孤立感をもち，とくに幼少期から男性像がうすく，自己充実感の経験の乏しかった男児が，女性に対する敵意を育くみ，かなりの確信をもって9歳の女児を殺害したものである。本児は，初等少年院に入院したが本事件の8年後21歳の時に再び若い女性を殺害している。

事例2（幼女との遊びを親に知られることをおそれその幼女を殺害遺棄した13歳男児の事例）は，極度に厳格

な父におびえつづけた本児が，その父の叱責，威圧をおそれて6歳の女児を殺害し，川に投げ棄てたものである。しかし，本事例では，両親の反省が強く，その予後はほぼ良好な経過をたどった。

これらの事例に共通しているものは，父親への同一化につまずき，父性が欠亡した環境の中で思春期を迎え，正常で健全な女性像が確立されないまま，女性を敵意・憎悪（事例1），脅威・支配（事例2）の象徴として受けとめていた児童が，年少の女児の親和的接触をきっかけとして事件をひき起していることである。

わが国においては，成人，青少年におけるこの種の殺人事例について十分に考察されたものは少ないが，事例としては比較的多くみられるものである。その発生防止のためにもここに指摘した傾向なども含めて，さらに考察を加える必要があると考える。

3. 不満のはけ口を求めた行きずりの人に対する殺害事例

未知の人を対象にして，自己の何らかの欲求不満，抑圧感情の発散を目的として殺害しようとする行為は，これもまた殺人事例にみられるひとつの典型例のように思われる。

今回の事例研究では，これに該当する事例は4例であったが，このうち2例を事例研究の対象とすることができた。事例1（母に対する悪感情のはけ口に行きずりの老婦人を殺害しようとした13歳男児の事例）は，両親間の不和，離婚，母への反感等から非行性が高まり，衝動的行為の抑制を欠く傾向をもつ本児が，見知らぬ老婦人を殺害しようとしたものである。教護院退所後の本児の予後はとくに問題はないと考えられている。

事例2（家族に対する悪感情のはけ口に行きずりの児童を殺害しようとした12歳男児の事例）は，両親間の不和，父への不信，本児の継母や義妹への敵意，憎悪などうっ積した悪感情を，見知らぬ女児2名を殺害しようとする行為で発散させようとしたものである。本児は教護院の退所を間近かにして初めて自分の犯した行為を反省するに至ったが，家庭は崩壊し，祖父にあずけられることとなった。

欲求不満や悪感情のはけ口を求めて，見知らぬ人を殺害しようとする行為がひき起こされている背景として共通にみられるものは，時には家族崩壊にまで至る家族内の人間関係にみられる不和や，家族問題の重積化が存在していたことである。このため父，母のいずれにも親和的な関係や自我形成上の積極的な取り入れがなされていることがなかった。そしてこのことと関連して，成長過程において，他の仲間や成人との親和的な関係も形成されず，常に孤立感や他者との隔絶感をおぼえながら，社会的適応に苦しんでいる姿が浮き彫りにされている。

このような事例は，成人や少年のみならず，自我形成の途に入ろうとする12，13歳の時期にも既に生じていることは，心理学的のみならず，社会学的にまた児童福祉の観点からも十分考慮しなければならないことである。

4. 女児による殺人事例

わが国における女子少年及び女性による殺人の割合は，検挙人員数でみた場合，全体の20%前後となっているが，女性による殺人には，嬰児殺，尊属殺など肉親を対象としたものが多い。このほか，怨恨，復讐による肉親以外の者に対する殺人も比較的よくみられる[(2)]。

年少の女児による殺人は，過去15年間の統計をみると全体の25%であり，絶対数は少ないものの一般女性のそれよりも高い割合でみられる。赤塚らによって報告されている年少女児による殺人の事例（昭和23年〜昭和57年）を検討しても，男児に占める割合は，一般女性のそれよりも高いことを予想させる。また，その内容として，同じように肉親に対する殺人や，怨恨，復讐による殺人が多いことが示されている[(3)]。

今回の事例研究では，女児による殺人の事例はわずか2例であった。この数少ない事例のひとつは，親族である叔父を殺害したものであり，他のひとつは，近隣の乳児を殺害したものである。

事例1（叔父の暴力から家族をかばおうとして，叔父を殺害した13歳女児の事例）は，1の肉親に対する殺害殺人未遂事例にみられた tyrannicide ときわめて類似した事例である。本事例においても，この事件の背景，本児の殺害への動機は，他者からみても明瞭であり，強い同情の声があがり，嘆願書も提出された。また，予後も問題はないと考えられてはいるが，本児の自我発達の未熟さや，家族の不安定性は，今後も福祉的配慮が必要であろうと思わせるものがある。

いずれにしても，13歳の女児が，親きょうだいの教唆や共同によるものではなく，みずから単独でこのような行為に向かうことがあり得ることを，この事例は教えている。

事例2（抑圧された感情に起因して乳児を殺害した9歳女児の事例）は，母から真に受容されることなく育ってきた小学生の女児が，生後2カ月の無垢な乳児に対して，その抑圧された感情を，愛・憎の両価値的（ambi-valent）行為を通じて発散させた結果，その子を死に至らしめた事例である。本児の行為の背景には，母性の感

受性の乏しい母親に対する愛情獲得の心理機制が働いていたと思わせるものがある。今回の事例臨床研究でみてきた事例の殆どにおいて，児童の親に何らかの父性・母性の欠如（privation）があり，それが事件と分かちがたい関係があるように思われたが，本事例では，表層的には母－子関係が存在していながら，深層的にはそれが確立されておらず，またその後においても，その面での根本的な改善が不可能なままに経過した。

5. 総合的考察

(1) 事例性及び行為の特殊性について

今回の研究は，これまでの事例集積・分析研究の結果ある程度明らかにされた年少児による殺人，殺人未遂，傷害致死の事例の全般的な傾向をふまえ，個々に臨床的により深く考察を試みたものである。各々の事例が特有のヒストリーと特有の臨床性をもち，加害児，被害者及びそれらの人をめぐるさまざまな人々のダイナミックスの深遠さ，並びにそれぞれのもつ深刻さは筆舌に尽しがたいものである。

個々の事例性（Caseness）がそれ自体重要な意味をもっており，その個別性，独自性は研究上最も尊重されるところであった。

さらに，これらをやや帰納化し，年少児の殺人にみられる特有の事例性は何かをみていくと，それはいわゆる非行のみられる年少児のものとも異なっていると思わせるものであった。つまり，臨床事例研究を深めていくと，非行性を背景とした事例も散見はされたが，むしろ後述するような，環境的要因と個々の児童の自我形成上の障碍の過程で，予測し難い状況で突如生起した事例が多い。即ち次第に非行性が高次化していく過程で生起していく行為とは質的に異なるもののように思われ，行為がなされた直接因がそれ自体しばしば普遍的にこのような殺害行為には結びつかないと思われる特殊なものであった。

これらの特殊性はどのように位置づけられるのかについて，以下にふれてみたい。

(2) 年少児における殺害行為の動機，とくに殺意について

一般に殺人の発生率は，成人において最も高く，次いで14歳以上の少年，14歳未満の児童の順となっており，人口10万人に対する発生率でみると，成人の2.0前後に対し，14歳未満児童は0.05前後と約40分の1にすぎない[5]。

14歳未満の児童とりわけ学童期における殺人はきわめて稀少であり，それ故に上述したようにその事例性，特殊性は臨床上重要なものとなる。

人を殺害する行為は，攻撃行動の一典型であるわけであるが，攻撃行動の基盤をなしているものは，自己の存在が脅かされる状況にあって，とくに人間においては自己主張あるいは自己充足感などに不全をきたしている状況を克服しようとする動機づけである。その攻撃性の表出として殺害行為がなされるには，きわめて強度のリスク・テーキング[6]の意図が必要である。そのリスク・テーキングに至る心理機制の要件を考えていくと，年少児童による殺害行為が，特有の，特徴ある行為であり，稀少なものであることの原因を理解するいとぐちになるように思われる。

まず第1の要件は，いわゆる殺意の存在である。人間においては，生・死という特別な状態を理解できる年齢は，通常10歳以降であると考えられることが多い[7]。殺意は，他者をその死の状態に至らしめることを意図し，あるいは目的とすることであるが，その前提として，死という特別の状態を理解していることが条件となる。

今回対象となった10例のうち，多少とも殺害しようとする意図のみられた事例は8例であり，残る1例（1－(3)）は，結果的に死に至らしめた行為であると考えられ，1例（1－(4)）は，詳細不明であり，年齢的には殺害の意図自体が疑問に思われるものであった。

8例のうち，1例（4－(2)）は，殺害の意図そのものは不明ではあるが，行為それ自体客観的に見て明らかに，被害児が全く異常な状態になることを予期できるものであった。残る7例は，殺害の意図が明らかであったり，結果的には被害者が死の状態に至ることを十分に予測できる心理状態にあった。今回対象とすることの出来なかった事例の中にも，殺害を意図していたと思われる児童は，11歳及び10歳の児童にもみられた。

このようにみてくると10歳以上の児童において，殺意が存在することがあり得ると考えられるが，今後この面での研究が望まれるところである。

第2の要件は，攻撃行動への動機づけの強さである。それは，はげしい苦痛，危機意識，あるいは人間性や自尊の剥奪，屈辱や強い欲求不満など，自己の生存や自我が脅威にさらされている状況に対する受けとめ方といってよい。

攻撃行動は，生理学的，情動的な攻撃と，道具的，操作的攻撃に大別されるが[8]，年少児の殺人等にみられる事例は前者によるものと考えられるものが多く，成人の場合には，双れによっても動機づけられる様相とはやゝ異にする背景がみられる。

年少児の場合には，自己をとりまく状況の認識や，心理的機制のみならず，身体的また体力的側面からも，こ

のような攻撃行動への動機づけが極度に高まる機会は必ずしも多くはない。

第3の要件は，その行為によって達成される目的への確信である。それは，その行為が達成されることによって，あるいはそれが達成されないことによってもたらされる充足・安定－不充足・不安・恐れ，快・歓喜――不快・絶望，賞讃・奨励――非難，罰等々の結果への予測に左右される中での行為への確信の度合いであるといえる。

年少児の事例においては，第2の要件の蓄積の中で，事態を克服するための第3の要件にかかわる望ましい目標や手段を考慮することなく，衝動的に，また自我未成熟で自己完結的な人格特性から，浅慮的な確信をもって行為に走る例が多くみられる。

また，児童における殺害行為への生物学的抑制，社会的抑制についてもさらに検討しなければならない点があるように思われる。

以上の3要件が相互に深くかかわりあう中で，年少児において，とりわけ12歳以上の児童においては，殺害行為が行なわれる可能性は十分に存在することが示唆されるが，このうち第2の要件は，比較的児童の家族環境が，また第3の要件は，比較的児童の人格特性がその背景として重要な要因となっているように思われる。

(3) 事件の背景にみられる家族問題

前回の報告で指摘した重要な要因として，家族内人間関係の問題があった。とくに両親間の不和，親の無力，放任，児童に対する無視，冷酷，拒否が背景に存在することが注目された。今回の臨床事例研究をすすめることによって，家族内人間関係の問題が，児童の自己充実感の経験を乏しくさせ，それが児童の自我確立，人間関係への適応にマイナスの影響を及ぼしている例が非常に多いことがあらためて理解できたように思われる。

既述したように，父親の不在，父親の無力・放任，父親の極度の冷厳さなどの父性の欠如（paternal privation）が，また乳幼児期における母親による養育経験の欠乏，母親の冷酷，無視，放任などの母性の欠如（maternal privation）が，乳幼児期，学童期を通じて，児童の望ましい同一化，モデリングを妨げたり，当の父親母親への悪感情，憎悪をつのらさる過程をたどらせてきている。これらの背景と事件とが分かちがたい関係にあることは，各々の事例をより深く検討することによって明らかになった。

このような親性の欠如（Parental privation）は，一般的に非行のみられる児童についても多少とも共通にみられることであるが，とくに思春期とよばれる時期にむかう男児が，その父親像，母親像の形成とともに，自我確立の途上で苦悩する心理の深層と，これら男児の事件とのかかわりの深さは，注目しなければならない。

(4) 事件の背景にみられる児童の人格特性

さらに，臨床事例研究を通じて注目されたことは，児童の非社会的人格特性である。前回の報告において，精神医学的に何らかの著見のみられる児童は少ないが，しかし心理学的にみた適応性や性状からみると，自我の未成熟，自我統制力の弱さ，欲求不満や劣等感情の強さ，さらに社会性の問題などが比較的多く指摘されるという結果が示された。今回対象となった事例を臨床的に考察していくと，上述のような親性（父性・母性）の欠如の問題を背景として，個々の児童の人格，行動面におけるひとつの特徴に注目せざるを得なかった。それは人間関係にみられる孤立，孤独の側面が強く示されていることである。社会性の稀薄さ，社会適応，学校適応上の問題，現実遊離，現実逃避などの傾向が多くの事例に共通してみられた。たとえ現実の規範を逸脱したり，特殊の共感や目的指向を持つものであっても，児童は何らかの仲間集団や人間関係を求め，そこに帰属することによって，自己充足感を得ることができまた，それによって自我形成，人間関係への適応を強化，促進させていくことが可能でもある。いわゆる非行児集団もそのひとつであると考えてよい。しかし，殺害行為に至ったこれら児童には，その傾向のみられる児童もきわめて少なく，また高次の非行性がみられた児童の場合にも，非社会的指向が強くこのような点でいわゆる非行性をもつ児童の行為とは，やや異なる印象をもたらしている。

さらに，今日のわが国における文化的特徴として指摘されている，母子関係を主軸とする甘え，依存の構造から生ずる攻撃行動の問題とも印象を異にするものがある。

このような，社会性にみられる孤立という特徴は，さらに多くの臨床事例研究をすすめなければ，必ずしも明確に指摘できるものではないと考えられるが，過去において重視されてきた，児童の精神・神経的，器質的な負因[9]とともに，より心理的な負因とくに社会性及び主体性の確立の困難さの背景についても十分に検討する必要があることは明らかになったように思われる。

(5) 発生の予防

以上のとおり，種々検討を加えた中で，年少児による殺害行為（殺人，殺人未遂，傷害致死），とくに殺人，殺人未遂は，他の非行と比較してその発生はきわめて少数であり，個々の事例性，特殊性が重視されると述べた。しかし，そのことは，それらの事件を未然に防止することは不可能であることを示すわけではない。上述したよ

うに，父性・母性の欠如や，児童の社会性の問題は，児童を結果的に殺害にまで至らせた遠因として，きわめて強い関連性をもっている。乳幼児期に遡及することは不可能であっても，現在の児童の生活の中で，何らかの自己充足感，自尊の感情を経験することのできる受容された環境を配慮することは，その第一の要件ではないであろうか。健全育成という児童福祉の基本的理念にあらためて思いを至し，それを実践することの重要性を痛感する。

今回の臨床事例研究をすすめるにあたって，関係児童相談所をはじめ多数の方々のご厚宜，ご尽力をいただき，困難な研究を前進させることができました。本研究の特殊性を考慮して，ここに具体的に機関名，ご氏名を掲載することはできませんが，深く感謝の意を表します。

引用文献及び註

1）網野武博，神田久男，下平幸男「年少児童の殺人事例」日本総合愛育研究所紀要　第18集，1983.

2）山根清道「犯罪心理学」共立出版，1956.
坪井常孝「尊属殺人者の精神医学的犯罪学的研究」矯正医学　vol．9　1962.
岡崎文規「殺人の研究」　日本評論者，1963.
山根清道編「犯罪心理学」　新曜社，1974.
法務総合研究所「犯罪白書」　大蔵省印刷局，1960～

3）(2)のほか
赤塚行雄「青少年非行犯罪史資料」(1)，(2)，(3)星雲社，1982～1983.
岡崎文規「少年の殺人事件」　法律時報，vol．33，1960.

4）最近の事例では，高校生（17歳）が母とのいさかいから，母を包丁で刺し死亡させた事件（1983年3月）がある。この事件で，家庭裁判所は，少年は過剰防衛で犯意があったとし，少年院送致の処分を決定したが，付添人がこれを不服として高等裁判所に抗告し，高裁の判断としては，少年は幼児からやさしさを示さない母をにくみ，3年以上前から母と争ってはいたが，防衛行為の際，憎悪から積極的に攻撃を加えたとみるべき証拠はないとして，処分を取り消し，家裁に差し戻した。家裁は，これまで母の暴力行為や家庭環境を重視し，高裁の認定をふまえて少年の行為を正当防衛として，不処分の決定を言い渡した。

5）警察庁「犯罪統計報告書」　各年

6）太田英昭，宮本茂雄「犯罪行動の原型としてのリスク・テーキング決定因の研究」　科学警察研究所報 vol．3 №2，1962.
リスクテーキングとは，ある程度の不確実性，不成功を前提とした人間の行動の選択の決定を意味し，太田・宮本は犯罪行動の基盤となっている原型（Genotype）として，この概念を用いている。

7）Piaget，J.（大伴茂訳）「児童の世界観」同文書院，1955.
Nagy．M.（大原健士郎，勝俣暎史・中田修訳）「死の意味するもの」　岩崎学術出版，1973.
Piaget，J．は，児童のアニミズムの発達を4段階に分け10歳以降11，12歳頃迄に第3段階の自分の責任で動くことのできる事物が意識的であると考えるようになるとしている。また，Nagy，M.は，児童の死の概念の発達を調べ，死をすべての人に起こる不可避のものであり，肉体的生命が崩壊するというかたちで知覚できることを知るのは，9歳以上になってからであるとした。

8）Moyer，K．E．"Psychobiology of Aggression" Harper & Row，1976.
Buss，A．H．"The Psychology of Aggression" Wiley，1961.

9）藤川達明「少年殺人犯の精神医学的犯罪生物学的研究」　北野病院紀要　vol．5 №2，1960.
大塚義孝「殺人未遂児童とその家族の臨床的研究」児童精神医学とその近接領域　vol．3 №4，1962.
大塚文雄・津田清重・隠岐忠彦・大塚義孝「児童殺人の事例研究」　犯罪学雑誌　vol．29 №1，1963.